



国の重要無形民俗文化財に指定するよう答申された「岩川の弥五郎人形行事」＝2024年11月3日、曾於市大隅町岩川（田中公人撮影）

「弥五郎どん」無形重文に

曾於の行事、県内13件目

文化審答申

国の文化審議会（島谷弘幸会長）は24日、岩川の弥五郎人形行事（曾於市）を重要無形民俗文化財に指定するよう文部科学大臣に答申した。答申通りに指定されれば、県内の重要無形民俗文化財は昨年の川内大綱引（薩摩川内市）などに続き13件となる。

毎年11月3日、岩川八幡神社の秋季例祭で行われる。身の丈4・85センチの武人姿をした弥五郎人形が、浜下りと呼ばれる神幸行列の先払い役として地域の男性

たちの引く台車に載せられ、町内を練り歩く。五穀豊穡を祈願するとされる。曾於市教育委員会の調査報告書によると、行事の開始時期は不明な点が多いが、江戸時代の1795年に編さんされた記録で「大人弥五郎の人形」が登場する。弥五郎は朝廷に対抗した古代の隼人伝説にまつわるなどの説があり、都城市の野正八幡宮、日南市の田ノ上八幡神社にも伝わる。

文化審は「南九州地方における大人形の出る行事の典型」と指摘。同地方の「大人形を用いた神幸行事の地域的展開や、国内の祭礼行事の変遷を理解する上で重要」と評価した。

文化審はこのほか、重要無形民俗文化財に「白鳥の拝殿踊」（岐阜県）など3件、重要有形民俗文化財に「長崎のかくれキリシタン信仰用具」（長崎県）を答申した。

2025年1月25日20面

むずかしい漢字とことば

審議会(しんぎかい) 弥五郎(やごろう) 曾於(そお) 民俗文化財(みんぞくぶんかざい)

答申(とうしん)＝たずね求められて意見を述べること。川内大綱引(せんたいおおつなひき) 薩摩(さつま) 件(けん) 八幡(はちまん) 丈(たけ) 武人(ぶじん) 姿(すがた) 浜(はま) 呼(よ)ばれる 先払(さきばらい)＝この記事での意味は、貴人が通るときに、行列の先頭でじまなものを追い払うこと。地域(ちいき) 載(の)せ 五穀豊穡(ごこくほうじょう)＝米や麦、豆などが豊かに実り、農作物が十分に収穫(しゅうかく)できること。祈願(きがん) 調査(ちょうさ) 報告(ほうこく) 江戸(えど) 編(へん)さん＝多くの材料を集め、またはそれに手を加えて、書物の内容をまとめること。編集。朝廷(ちょうてい)＝天皇を中心とした政府や、天皇が政治を行う場所。対抗(たいこう) 隼人(はやと) 典型(てんけい)＝同類のものの中で、その特徴を最もよく表しているもの。模範・代表例となるようなもの。

指摘(してき) 展開(てんかい) 変遷(へんせん) 理解(りかい) 評価(ひょうか)

拝殿踊(はいでんおどり) 信仰(しんこう)



【問1】 「岩川の弥五郎人形行事」は、何に指定するように答申されたのでしょうか。

【問2】 答申したのは、何という会でしょう。

【問3】 「岩川の弥五郎人形行事」の前に指定された鹿児島県の行事は何でしょう。

【問4】 現在、鹿児島県内の行事で問1に指定されているのは、何件でしょう。

【調べてみよう】 身近な地域の伝統行事について調べてみよう。